NRU-east
National Railway Workers' Union

ダイジェスト版 2026年
No. 376 8月28日

国鉄労働組合東日本本部
港区新橋5-15-5 交通ビル7F
発行責任者 伊藤 隆夫
編集責任者 武田 幸喜

声かけて
仲間とTUNAG
拡大へ

労働時間の取り扱いに関するお知らせ!?

6月22日、会社から「労働時間の取り扱いに関するお知らせ」がタブレット配信されました。

内容は、①勤務開始前に年休を申請し、時間僅少のため代替え要員の手配が困難であるなど、業務に支障がある場合には、時季変更権を行使することが基本となる。②年休の時季変更を行った場合には、指定された勤務に就くまでの時間を「欠在」として取り扱う。というものです。

職場では……

- 社員・家族のケガや体調不良の場合
- 予期しない事態（通勤途上での救護活動）などに遭遇した場合
- 社会通念上認められる事態でも時季変更権の行使となるのか

との不安の声が出されています。

会社との確認した内容は……

時季変更権を行使することが基本だが、

- 様々な状況があり、判断することになるが、時間僅少とならないようにしていくことが必要。
- 管理者の判断となることはこれまでと変わらない。
- コミュニケーションを取りながら働きやすい職場にしていく。

職場での不安・疑問は国労までお寄せください

国労は働きやすい職場を目指しています!